

電話受付によるラジオ広告サービスご利用規約

このたび、株式会社毎日放送（以下「当社」といいます）が「みんなの CM ゴーゴゴ！」で実施するラジオ広告出稿サービス（以下「本サービス」といいます）は、この「電話受付によるラジオ広告サービスご利用規約」（以下「本規約」といいます）に従って提供されます。利用者が本規約に同意されない場合、本サービスをご利用いただくことはできません。

（契約）

第1条

本サービスのご利用を希望されるお客様は、本規約および当社が別に定める本サービスのご注意事項の全てに同意のうえ、当社が別に定める手続きに従い、お申込みいただくものとします。

2. 本サービスのご利用にあたっては、ご利用料金を NTT 西日本・NTT 東日本・NTT ドコモとの電話回線料金ならびに、NTT コミュニケーションズのプロバイダーご利用料金に合算し、NTT ファイナンスから請求することを承認していただきます。

3. 当社は、前項に定める申込があったときは、必要な手続きを経たうえで、当該申込の承諾を行うものとします。

4. 当社は、次の各号に定める事項のいずれかに該当すると判断した場合は、当該お客さまからの申込みを承諾しないことがあります。

（1）NTT ファイナンスで、本サービスの利用料金を、NTT 西日本・NTT 東日本・NTT ドコモ・NTT コミュニケーションズのご利用料金に合算出来ないとき。

（2）契約申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実と反しているとき、又はそのおそれがあるとき

（3）利用者が未成年者である場合は、その法定代理人（親権者又は未成年後見人）の同意を得ている事実を当社が確認できないとき。

（4）利用者が第5条（利用料の支払等）に定める利用料金その他の当社に対する債務（当社がその債権を第三者に譲渡した債務を含みます。以下同じとします。）の弁済を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（5）利用者が本規約に違反し、または違反するおそれがあるとき。

（6）利用者が過去に不正利用などにより利用契約の解除又は本サービスの提供停止の措置を受けたことがあるとき。

（7）利用者が本規約に定めるサービス契約者としての義務を遵守しないおそれがあるとき。

（8）利用者が第11条（反社会的勢力の排除）の定め違反するおそれがあるとき。

（9）当社の業務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（申込内容の変更）

第2条

利用者は、本利用契約締結時の申込内容から変更があったときは、当社が別に定める方法により直ちに当社に通知するものとします。

（申込者の責務）

第3条

利用者は、利用者の個別の広告（以下「本件広告」といいます）に関連して利用者が入札するキーワード（以下「キーワード」といいます）に関し、一切の責任を負担するものとし、当社に対し、次に定める事項を保証するものとします。

（1）本件広告の内容が第三者（第4条に定める「提携先」を含み、以下同様）の著作権、産業財産権、パブリシティ権、プライバシー権その他一切の権利を侵害していないことおよび第三者の権利のすべてにつき権利処理が完了していること。

- (2) 本件広告の内容が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、不当景品類および不当表示防止法その他一切の関連法令等（第 10 条にて定義。以下同様）に抵触していないこと。
- (3) 本件広告が申込者によって適切に管理されており、当社が本契約を履行するにあたり支障が生じないこと。
- (4) 本件広告の内容が正確かつ最新の記載であり、虚偽の内容を含んだり、相互に無関係な内容となっていたりしないこと。
- (5) 本件広告のキーワードが、当該本件広告の内容、目的、テーマと明確かつ直接的な関連性があること、その他当社の定めるキーワードに関するガイドライン、運用方針に抵触していないこと。
- (6) 本件広告の内容が公序良俗に反し、または第三者を誹謗中傷したり、名誉を毀損する内容を含まないこと。
- (7) 前各号のほか、本件広告の内容、形式が当社の定める広告掲載基準またはこれらに付帯する規則、ガイドライン等（以下総称して「掲載ガイドライン等」）に抵触していないこと。

2. 第三者から当社に対し、本件広告の内容に起因して損害を被ったという請求がなされた場合は、利用者は自己の責任および負担において解決するものとします。ただし、当該損害が当社の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

（掲載停止）

第 4 条

当社は、本契約が成立した後または本件広告の掲載が開始された後においても、第 3 条第 1 項各号に規定する補償義務、その他本規約に違反し、当社独自の裁量によりそのおそれがあると判断した場合、または本件広告の内容が不適切であると当社もしくは当社に広告の掲載場所を提供する提携先（以下「提携先」）が判断した場合（提携先の掲載基準に抵触した場合を含みますが、これに限られません）、利用者に対して債務不履行責任、損害賠償責任等の一切の法的責任を負うことなく当該本件広告の掲載を直ちに停止、中断、終了させることができるものとします。なお、この場合、利用者は、当該本契約に基づき既に発生した広告料金の支払いを免れるものではありません。

（料金）

第 5 条

利用者は、本契約締結後、広告掲載が完了した時点で、別に定める支払方法で、別に定める利用料の支払いを要します。

2. 利用者は、本条により算出される利用料に加え、これに賦課される消費税相当額を加算した金額を支払うものとします。
3. 利用料は、当社が別に定める方法にて支払うものとします。
4. 利用者が利用料をその支払期日までにお支払いいただけない場合（第 5 項に定義する請求事業者に対してお支払いいただけない場合も含みます）、支払期日の翌日から支払の日の前日まで日数について年 14.5%の割合で計算して得た金額を延滞利息としてお支払いいただきます。ただし、支払期日翌日から起算して 15 日以内に支払があった場合、この限りではありません。
5. 利用者は、当社が利用料債権その他の本サービス契約に基づく債権を、当社が定める第三者（以下「請求事業者」といいます）に譲渡する場合があることを承認していただきます。この場合に置いて、当社は、利用者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
6. 利用者は、前項の場合において、当該債権に関する情報並びに本サービス契約にかかる氏名、住所及び契約者識別番号等の情報を当社が請求事業者へ提供する場合があることに同意し、また、当該債権にかかる支払状況等の情報を請求事業者が当社へ提供する場合があることに予め同意するものとします。

（当社の責任の制限）

第6条

当社は、次に定める事項について、何ら保証するものではなく、一切の責任を負わないものとします。

- (1) 本件広告の掲載に付随して当社から利用者への一切の提供物、貸与物（当社から利用者へ提供された指示、アドバイス、提案、予測、その他一切の情報を含みます）およびこれらを利用した結果。
- (2) 本件広告の効果。

2. 本規約の如何なる規定にかかわらず、本契約に関連して、理由の如何を問わず当社が利用者に対し債務不履行責任、損害賠償責任を負った場合には、当該賠償の範囲は、直接的かつ通常の損害に限定されるものとし、逸失利益や営業機会の損失などを含む、特別の事情による損害については、当社は、事前にその損害が発生するおそれがある旨通知されていたか否かにかかわらず、その責を負わないものとします。なお、当社による賠償額の総額は、該当する本件広告にかかる広告掲載契約に基づき利用者が当社に対して実際に支払った広告料金を上限とします。

(本人確認)

第7条

当社は、利用者に対して、利用者の申告情報の内容が真実であるかどうか等を確認するために、いつでも本人確認をすることができるものとし、利用者は、当社の求めに応じて、当該確認に必要な情報を書面等により当社に提供する義務を負うものとします。

(契約の解除)

第8条

次の各号の一に該当した場合、当社は利用者への催告その他何ら手続を要することなく、利用者当社間で成立した一切の本契約の全部もしくは一部につき履行を停止し、または解除することができるものとします。この場合、当社は、利用者に対して損害賠償の請求ができるものとします。

- (1) 利用者が第3条第1項各号の保証義務に違反し、またそのおそれがあると当社が判断したとき、もしくは第4条に基づき本件広告の掲載が停止、中断、終了したとき。
- (2) 利用者が当社に対し虚偽の申告を行い、または申込者に対して3日以上継続して連絡がとれなくなったとき。
- (3) 前二号のほか、申込者が本契約または当社との他の契約に違反し、当社の催告にもかかわらず速やかにこれを履行しえないとき。
- (4) 利用者が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申し立てがなされ、または租税公課を督促を受けたとき。
- (5) 利用者が監督官庁から行政指導、営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けたとき。
- (6) 利用者に破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的倒産手続開始の申し立てがあったとき、または解散（法令に基づく解散も含みます）、清算もしくは私的整理の手続に入ったとき。
- (7) 利用者が資本減少、事業の廃止、休止、変更、または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき。
- (8) 利用者が手形または小切手を不渡としたとき、その他支払不能状態に至ったとき。
- (9) 利用者または利用者の代理人、代表者もしくは従業員等が当社の提供するサービス、その他事業活動を阻害し、またはそのおそれがあると当社が判断したとき。
- (10) 利用者または利用者の代理人、代表者もしくは従業員等が法令等に違反した場合（報道の有無を問いません）などで、申込者から委託を受けた広告掲載を継続することが当社または利用者の利益または信用を阻害するおそれがあると当社が判断したとき。
- (11) 利用者または利用者の代理人、代表者もしくは従業員等が当社、当社の提供するサービス、当社の関係会社または広告業界の信用を傷つけたとき、またはそのおそれがあると当社が判断したとき。

- (12) 利用者が第11条第1項に違反しているまたは違反していたと当社が判断したとき。
- (13) 利用者の主要な取引先（本件広告に関する広告主および業務委託先を含むものとします）もしくはそれらの親会社、子会社、関連会社もしくはそれらの代理人、代表者もしくは従業員等が第11条第1項各号のいずれかに該当している、またはそのおそれがあると当社が判断したとき。
- (14) 本件広告の内容の全部または一部が各種法令等に違反している、もしくはそのおそれがあるとき、または当社の別途定める掲載ガイドライン等に抵触するとき、その他本件広告の内容が不適切と当社が判断したとき。
- (15) 利用者の本人確認ができないとき。

2. 利用者が前項各号の一に該当した場合、利用者が当社に対して負担する一切の債務（本契約における債務に限られません）は、当然に期限の利益を失い、申込者は直ちに債務全額を現金にて当社に支払うものとします。

（通知）

第9条

当社は、本契約に関する利用者への通知又は周知を、当社が適当と判断する方法により行います。

（法令の遵守）

第10条

当社および利用者は、法令等を遵守するものとします。利用者は本件広告の掲載にあたり、公序良俗、その他法令、官公庁の公表するガイドライン、業界団体の自主規制、慣例（以下「法令等」）を遵守するものとし、法令等違反が原因で当社に損害が生じた場合、これを賠償するとともに、当社に警察等から要請があった場合、操作に協力するものとします。

（反社会的勢力の排除）

第11条

利用者は、利用者、利用者の親会社、子会社、および関連会社ならびにそれらの代理人、代表者、従業員等（以下をあわせて「利用者等」）が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (6) 前各号の共生者
- (7) その他前各号に準ずる者

2. 利用者は、利用者等が自らまたは第三者を利用して、当社または第三者に対し、次の各号のいずれかの事由に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社もしくは第三者の信用を毀損し、またはその業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(本規約の内容の変更)

第 12 条

当社は、当社の都合により利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとします。この場合には、変更後の本規約が適用されます。

(準拠法)

第 13 条

本利用契約の準拠法は日本法とし、利用者と当社との間で本利用契約その他本サービスに関連して訴訟の必要が生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

別表 1 申込方法

申込方法	エヌ・ティ・ティ・レゾナント株式会社の提供する「ナビダイヤル」にて申込受付を行う
申込先電話番号	0570-05-1179 (受付期間：2018年6月14日～7月23日) (受付時間：期間中無停止・24時間受付可能)

別表 2 利用料

方法	応募時に入力した金額とする
上限金額	100,000 円 (消費税込)

別表 3 料金支払方法

方法	概要
NTT 電話料金合算払い	NTT 西日本・NTT ドコモ・NTT 東日本の料金とまとめてお支払い頂きます

別表 4 当社への届出方法

届出方法	当社への電話連絡 06-6359-1123 受付時間 10:00～18:00 (土日祝を除く)
------	---

附則

本規約は、2018年6月14日より実施します。